

令和3年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



運営上の留意事項について

(全サービス共通事項)

兵庫県健康福祉部少子高齢局
高齢政策課 介護基盤整備班

兵庫、ふぞろいだから「愛」がある。



6 新型コロナウイルス感染症対策について

人員基準等の臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定され、この場合の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いが可能となっている。

具体的な取扱いについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので参考にすること。

厚生労働省HP:介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

「6.介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」を参照

感染対策への取組

各種サービスを提供するにあたり、厚生労働省発出の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」及び「介護現場における感染対策の手引き」等を参考として、必要な感染症の知識の習得に努めるとともに、感染予防や拡大防止のみならず、職員のサポートにも取り組むこと。

【「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の公表について】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

【介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【介護現場における感染対策の手引き(第2版)】

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

【新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド】

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757739.pdf>

(参考) 介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和3年3月に第2版を公表。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

介護現場における感染対策の手引き【第2版】

(第2版として令和3年3月9日時点の取りまとめ、今後、感染症の流行や検査・治療等の変化に応じて見直し予定)



❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の4部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等

介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載（施設系・通所系・訪問系ごとに作成）

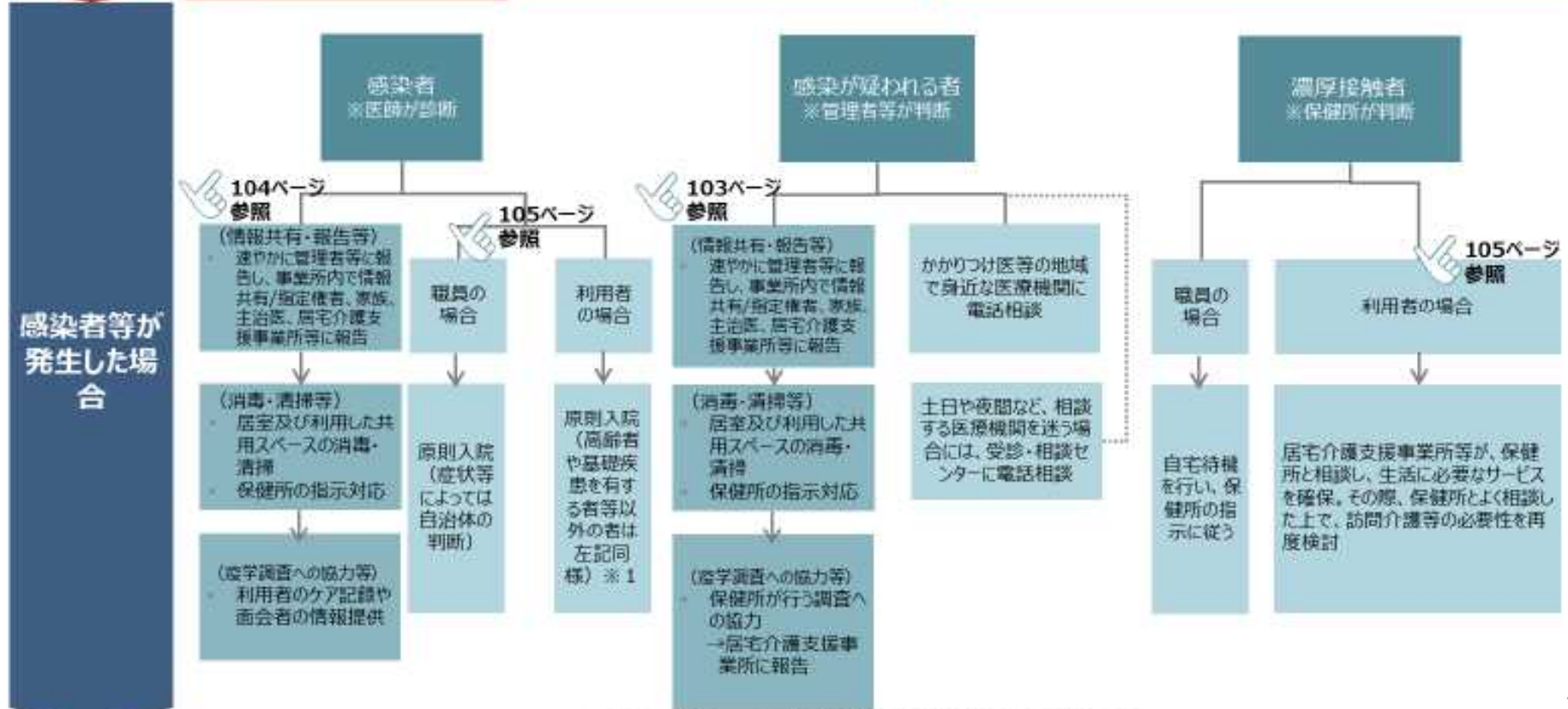
リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



サービス類型別の日頃 ~ 感染者等が発生した場合のフロー

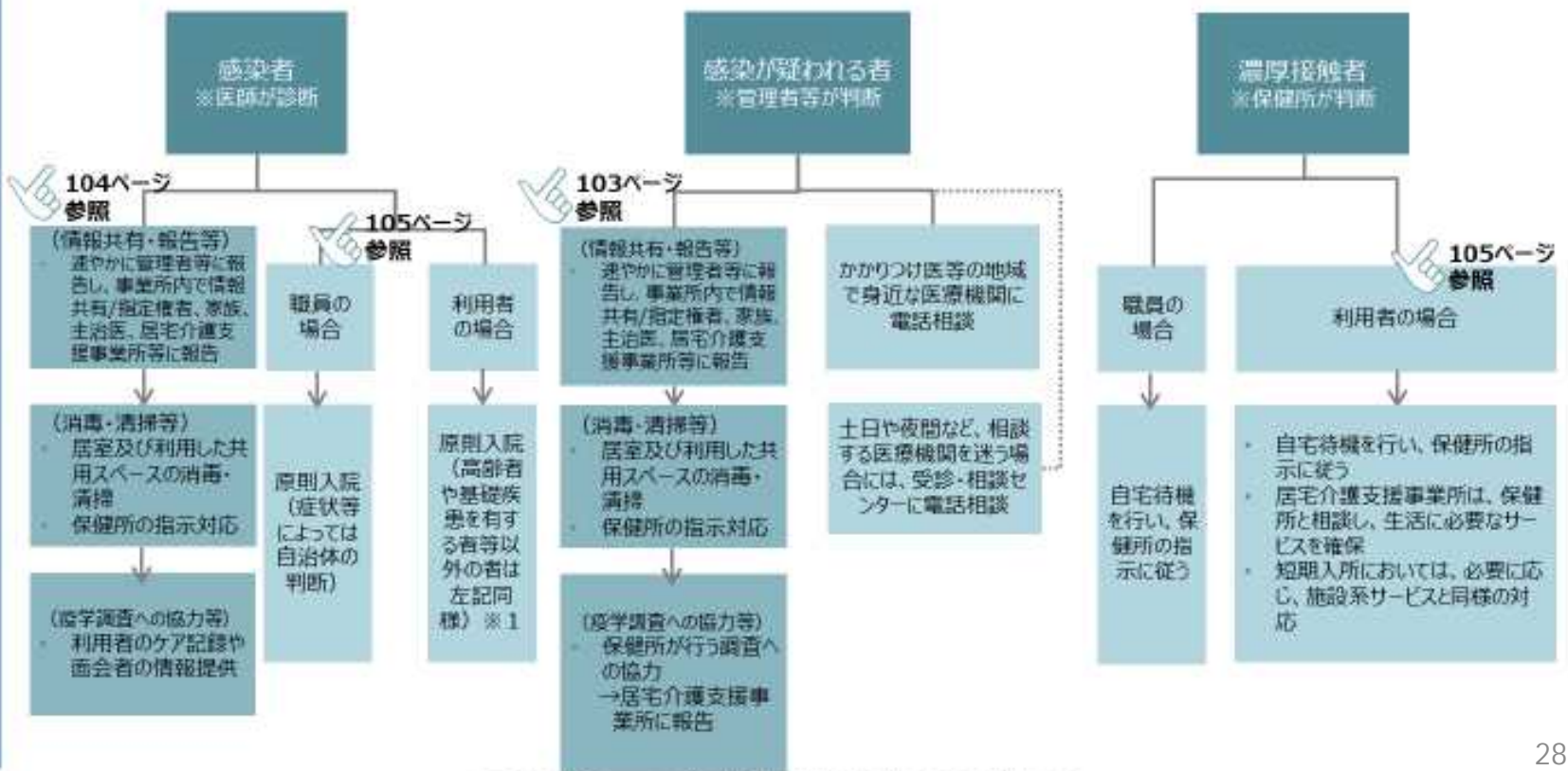
訪問系	事業所等における取組		職員の取組	
	93ページ 参照	個人での感染対策 97ページ 参照	サービス実施の際の留意点 96ページ 参照	
感染防止 (日頃からの取組)	(感染症対策の再徹底) ■ 日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ■ 感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ■ 疫学調査への協力準備 (接触者リスト、ケア記録等) (施設への立ち入り) ■ 緊急やむを得ない場合を除き、制限 (委託業者等含む) ■ 疫学調査への協力準備 (来訪者記録等)		(ケア等実施の場合) ■ 基本的な事項 ・ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、98ページを踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促す ■ その他の留意事項 ・ 居宅介護支援事業所等と連携し、感染防止策を徹底 ・ 基礎疾患を有する者等は勤務上の配慮を行う ・ サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫の実施 ・ 担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応	



※1：病床ひび迫時については、やむを得ず自宅療養（宿泊療養）となる場合がある。

通所系	事業所等における取組	個人での感染対策	職員の取組
	93ページ参照	97ページ参照	101ページ参照
感染防止 (日頃からの取組)	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 疫学調査への協力準備 (接触者リスト、ケア記録等) <p>(施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合を除き、制限 (委託業者等含む) 疫学調査への協力準備 (来訪者記録等) 	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 咳エチケット・手洗い・アルコール消毒等の徹底 出勤前の体温計測 →感染疑い場合は94ページを踏まえた対応 職場外での「3つの密」回避の徹底 	<p>(ケア等実施の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3つの密」の回避 <ol style="list-style-type: none"> 換気が悪い密閉空間 多数が集まる密集場所 間近で会話や発声をする密接場面 送迎時等の対応 <ul style="list-style-type: none"> 乗車前の体温計測→発熱により断った場合は、居宅介護支援事業所に情報共有 送迎時の換気 その他の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 同時時間帯・同場所での実施人数の縮小 定期的な換気 ソーシャルディスタンスの確保 等

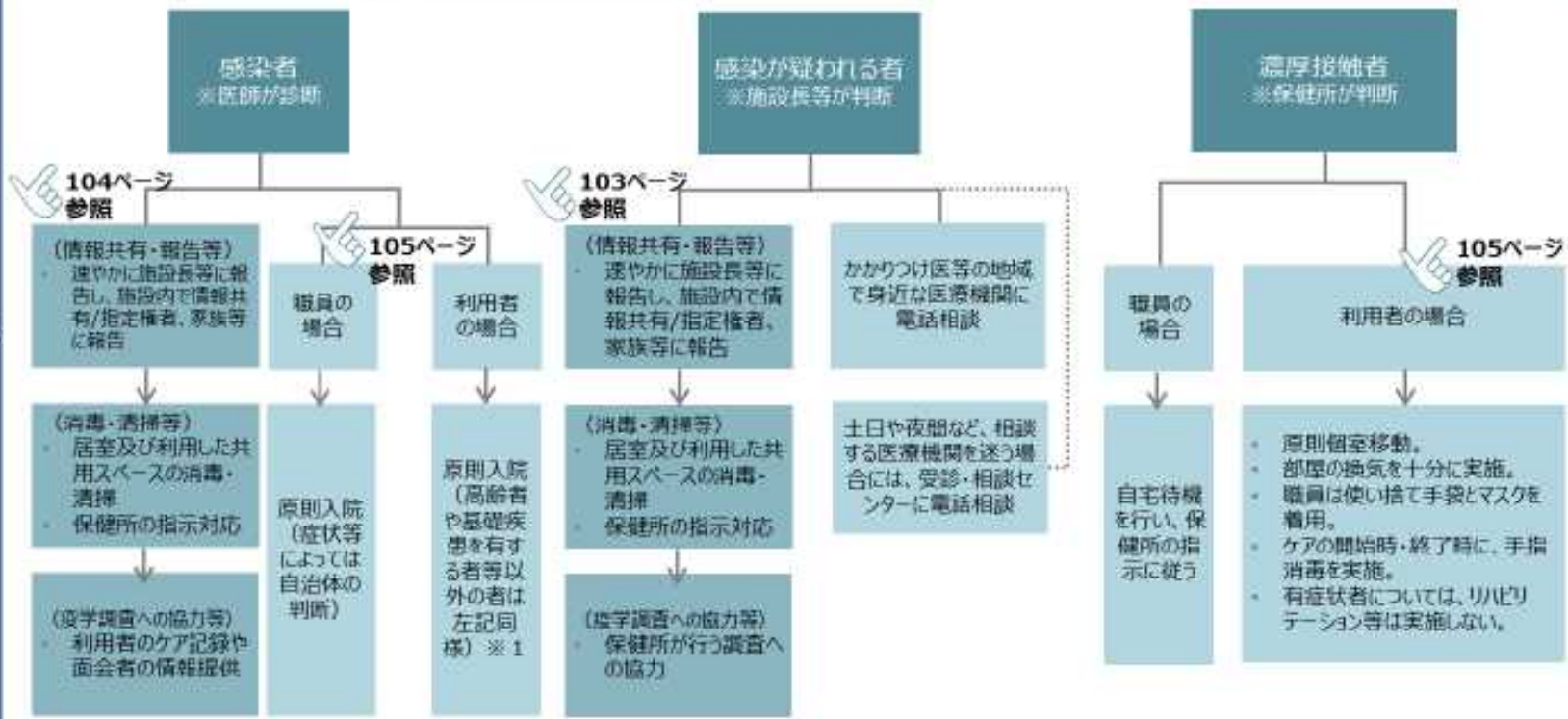
感染者等が発生した場合



※1：病床ひっ迫時には、やむを得ず自宅療養（宿泊療養）となる場合がある。

施設系	施設等における取組		職員の取組	
	93ページ参照	97ページ参照	97ページ参照	101ページ参照
感染防止 (日頃からの取組)	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 疫学調査への協力準備 (接触者リスト、ケア記録等) (面会及び施設への立ち入り) 緊急やむを得ない場合を除き、制限 (委託業者等含む) 疫学調査への協力準備 (来訪者記録等) 	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 咳エチケット・手洗い・アルコール消毒等の徹底 出勤前の体温計測 →感染疑い場合は94ページを踏まえた対応 職場外での「3つの密」回避の徹底 	<p>(リハビリテーション等実施の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3つの密」の回避 <ol style="list-style-type: none"> 換気が悪い密閉空間 多数が集まる密集場所 間近で会話や発声をする密接場面 その他の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 同時時間帯・同場所での実施人数の縮小 定期的な換気 ソーシャルディスタンスの確保 声を出す機会の最小化 (マスク着用の徹底) 清掃・共有物の消毒の徹底 手指衛生の励行の徹底 	

感染者等が発生した場合



※1：病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合がある。その際は、保健所の指示に従い、入所継続中のモニタリング等を実施

兵庫県対処方針

兵庫県における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な考え方として、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を策定している。

県内の感染状況を踏まえ随時改定しているので、定期的に確認すること。

<新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和4年2月18日改定分)>

高齢者施設関係を抜粋、最新版は兵庫県ホームページを確認のこと。

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

2.オミクロン株の特徴を踏まえた重点対策の概要

4.高齢者施設等

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、兵庫県作成の感染予防ポスターやチェックリスト活用による対応の徹底
- ・在宅の感染高齢者に対する訪問看護又は訪問介護による介護サービス提供支援
- ・高齢者施設等の利用者が退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、感染管理認定看護師等の派遣など高齢者施設等での体制強化
- ・面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討
- ・日々の体調管理の徹底、頻回検査の受検

3.措置等の内容

4.社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

1.職員

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- ・各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- ・職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

2.利用者

- ・ 面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族のQOLを考慮することとし、具体的には地域における感染の拡大状況、面会者及び利用者の体調、検査結果等を考慮し、面会対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請する。
- ・ 利用者の外泊・外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮して検討することを要請する。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

3.施設等への支援

- ・ 退院後の円滑な社会福祉施設への受入や在宅復帰を促進するため、受け入れる施設や看護小規模多機能型居宅介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問看護介護サービス事業所等に対し支援金(1名受入あたり30万円)を支給する。
- ・ 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業(施設内療養者1人あたり25万円)として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業(高齢者施設における施設内療養者1人あたり15万円等)として支援する。
- ・ 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
1日あたり協力金訪問看護52,000円訪問介護38,000円等
- ・ 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- ・ 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- ・ 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修・相談等の支援を行う。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

自主点検チェックリスト

チェックリストにおいて、今年度より、「社会福祉施設における施設内感染対策のための自主点検チェックリスト」シートを追加している。

チェックリスト作成時においても、施設・事業所内における感染対策を再点検し、十分でない点は改善に努めること。

		別紙様式
	社会福祉施設における施設内感染対策のための 自主点検チェックリスト	
	施設名	
	施設類型	
	電話番号	
(※自主点検であり、自ら実施していると考えられる場合は✓)		
	項目	チェック欄 ✓
1)感染症対応力向上		
(1-1)施設(事業所)全体の感染防止対策		
	手指消毒及び3密(密閉・密集・密接)回避の励行、定期的な換気を行っている。	
	職員や利用者等のマスクの着用を徹底している。(職員の場合は休憩や更衣時も含む)	
	定期的に共有スペース(サービス提供場所のほか、事務機器、電話、エレベーター、送迎車両等を含む。)などの消毒、清掃を行っている。	
	職員に対し、定期的に感染予防に関する研修を行っている。(入所系:おおむね年2回以上、通所系・訪問系:おおむね年1回以上)	
	職員に対し、防護具の着脱方法を周知している。(施設内で看護職員等が講師となり、脱着の実技研修を行っている。)	
	PCR検査等の定期的な検査を実施している。また、疑い症状を認めた場合は、速やかに受診のうえPCR検査等を受けるようにしている。	
	利用者の食事の際、「密」を回避するなどの対策(喫食時間をグループ分けしてずらす、配席を一方向とする、アクリル板を設置する等)をとっている。	
	食事介助、口腔ケアの際の感染防止対策を適切に行っている。(正面からの介助を避ける、マスクのほかフェイスシールドを着用する等)	